

漁業関係法令の違反に対する処分基準 新旧対照表

改正後	改正前
(停泊等処分の軽減) 5 漁業関係法令の違反が不可抗力による場合又は違反の程度その他情状を考慮することが適當と認められる場合は、停泊等処分の日数を軽減し、又は停泊等処分を警告、文書による厳重注意その他の行政指導(<u>神奈川県行政手続条例(平成7年3月14日条例第1号)第2条第7号</u> に規定する行政指導をいう。)に代えることができる。	(停泊等処分の軽減) 5 漁業関係法令の違反が不可抗力による場合又は違反の程度その他情状を考慮することが適當と認められる場合は、停泊等処分の日数を軽減し、又は停泊等処分を警告、文書による厳重注意その他の行政指導(<u>行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号</u> に規定する行政指導をいう。)に代えることができる。
6～9 (略) (処分の履行) 10 この対応方針に基づく処分の履行確認は、次の(1)から(5)までの所属に配置されている漁業監督吏員が行うものとし、処分を受けた者は、当該漁業監督吏員の確認を受けた上で、その履行の完了を届け出るものとする。 (1) 環境農政局 <u>農水産部</u> 水産課 (2)～(5) (略)	6～9 (略) (処分の履行) 10 この対応方針に基づく処分の履行確認は、次の(1)から(5)までの所属に配置されている漁業監督吏員が行うものとし、処分を受けた者は、当該漁業監督吏員の確認を受けた上で、その履行の完了を届け出るものとする。 (1) 環境農政局 <u>農政部</u> 水産課 (2)～(5) (略)
11 (略)	11 (略)

(施行期日)

1 この処分基準は、令和8年1月30日から施行する。